

3 未収金の科目別推移

(1) 一般会計

一般会計については、過年度に県庁組織の変更、広域行政の推進に伴う市町村への事務・権限の委任などが行われているため、部局・課所別の未収金残高の推移に代えて、科目別の未収金残高の推移を以下に示す。

表2 年度別未納繰越額（未収金）の推移 (単位：千円)

科 目	H14	H15	H16	H17	H18
諸収入	53,355	55,788	59,994	64,959	68,784
負担金	53,355	55,788	59,994	64,959	68,784
民生費負担金	53,298	55,737	59,941	64,820	68,737
児童福祉費	53,216	55,737	59,941	64,820	68,737
児童保護費（障害福祉課分）	26,158	28,062	30,219	32,351	33,449
児童保護費（子育て支援課）	15,906	17,063	19,469	21,834	24,730
千秋学園費	2,577	2,600	2,949	3,474	3,870
高清水園費	2,730	2,741	2,318	2,318	1,861
阿桜園費	767	365	180	176	206
太平療育園費	4,724	4,646	4,613	4,446	4,430
小児療育センター費	354	260	192	221	191
知的障害者福祉費	82	-	-	-	-
衛生費負担金	57	51	54	140	46
保健衛生費	57	51	54	140	46
未熟児等養育措置費	57	51	54	140	46
使用料及び手数料	57,867	56,144	51,920	55,546	56,715
使用料	57,867	56,144	51,920	55,546	56,713
民生使用料	91	178	-	1	456
児童福祉施設使用料	-	-	-	1	456
太平療育園使用料	-	-	-	1	456
社会福祉施設使用料	-	178	-	-	-
水林通勤寮使用料	-	178	-	-	-
行政財産目的外使用料	91	-	-	-	-
商工使用料	-	-	35	35	35
工鉱業使用料	-	-	35	35	35
高度技術研究所使用料	-	-	35	35	35
土木使用料	57,279	54,187	51,160	52,880	55,155
河川海岸使用料	427	397	397	397	449
河川占用料	-	-	-	-	100
河川土石採取料	427	397	397	397	349
住宅使用料	56,852	53,789	50,762	52,483	54,706
県営住宅使用料	56,852	53,789	50,762	52,483	54,706

第 2 章 外部監査対象の概要

(単位：千円)

科 目	H14	H15	H16	H17	H18
教育使用料	497	1,780	725	2,630	1,068
県立大学使用料	497	1,780	725	2,630	1,068
授業料	497	1,780	725	2,630	1,068
手数料	-	-	-	-	2
民生手数料	-	-	-	-	2
児童福祉手数料	-	-	-	-	2
太平療育園手数料	-	-	-	-	2
財産収入	4,317	4,254	3,078	3,170	3,280
財産運用収入	2,315	2,252	2,310	2,402	2,513
財産貸付収入	375	312	370	462	573
土地貸付収入	-	-	-	-	39
土地貸付収入	375	312	370	462	534
利子及び配当金	1,940	1,940	1,940	1,940	1,940
公的医療機関等設備整備基金利子収入	1,940	1,940	1,940	1,940	1,940
財産売払収入	2,002	2,002	768	768	768
物品売払収入	1,235	1,235	-	-	-
不用物品売払収入	1,235	1,235	-	-	-
生産物売払収入	768	768	768	768	768
水産物売払収入	768	768	768	768	768
諸収入	805,423	822,919	833,972	821,494	1,119,800
延滞金、加算金及び過料	-	-	-	-	312
過料	-	-	-	-	312
貸付金元利収入	2,158	9,923	10,978	11,643	10,798
看護師等修学資金貸付金元利収入	458	560	2,058	3,203	4,085
元金	458	540	1,993	3,158	4,039
延滞金	-	20	65	45	45
農業振興対策資金貸付金元利収入	-	7,725	7,413	7,053	5,331
元金	-	7,725	7,413	7,053	5,331
理学療法士等修学資金貸付金元利収入	-	48	-	-	-
元金	-	48	-	-	-
畜産経営自立化促進資金貸付金元利収入	1,700	1,590	1,470	1,341	1,337
元金	1,613	1,503	1,383	1,301	1,297
利子	87	87	87	40	40
介護支援資金貸付金元利収入	-	-	37	46	46
元 金	-	-	37	46	46

第2章 外部監査対象の概要

(単位：千円)

科 目	H14	H15	H16	H17	H18
雑 入	803,265	812,996	822,994	809,851	1,108,689
心身障害者扶養共済加入者納付金	2,291	2,259	2,157	2,026	2,076
費用収入	273	6	828	506	716
県庁舎入居団体費用収入（科学技術課分）	-	6	-	-	-
県庁舎入居団体費用収入（福祉政策課分）	76	-	-	-	-
県庁舎入居団体費用収入（長寿社会課分）	197	-	-	-	-
県庁舎入居団体費用収入（試験研究推進課分）	-	-	-	-	79
県庁舎入居団体費用収入（雇用労働政策課分）	-	-	-	-	131
短期大学部学生寮入居費用収入	-	-	828	506	506
生活保護費返還金	44,678	52,525	53,240	35,342	42,194
生活保護費返還金	44,678	52,525	53,240	35,342	42,194
雑入	756,023	758,206	766,769	771,976	1,063,702
特定分	945	991	6,729	3,150	1,245
（障害福祉課分）	872	991	933	966	1,105
（子育て支援課分）	-	-	-	5	4
（農地整備課分）	73	-	5,796	2,179	136
一般分	755,078	757,215	760,040	768,826	1,062,457
（人事課分）	4,657	4,547	4,487	4,397	-
（福祉政策課分）	2,725	4,064	3,945	4,515	5,130
（長寿社会課分）	-	2	-	-	-
（障害福祉課分）	212	227	453	612	670
（子育て支援課分）	12,358	13,468	16,644	16,304	16,465
（健康推進課分）	847	847	847	847	847
（環境整備課分）	698,360	698,360	698,360	706,872	1,013,792
（農畜産振興課分）	11	11	11	11	11
（農地整備課分）	584	564	558	558	558
（森林整備課分）	-	-	-	-	158
（道路環境課分）	17,369	17,342	17,282	-	-
（道路課分）	-	-	-	17,230	236
（河川課分）	-	-	167	-	-
（砂防課分）	-	-	69	-	-
（河川砂防課分）	-	-	-	236	360
（港湾空港課分）	16,286	16,286	16,286	16,286	16,286
（建築住宅課分）	-	-	-	-	2,515
（会計管財課分）	-	-	-	29	29
（総務事務センター分）	-	-	-	-	4,277
（営繕課分）	173	-	-	-	-
（教育庁総務課施設整備室分）	565	565	-	-	-
（教育庁福利課分）	824	824	824	824	824
（警察本部会計課分）	108	108	108	108	302
合 計	920,962	939,105	948,964	945,169	1,248,579

出所：各年度の「一般会計歳入未納繰越決算内訳表」

第2章 外部監査対象の概要

(2) 特別会計

特別会計における部局・課所・科目別の未収金残高の推移は、以下のとおりである。

表3 年度別未納繰越額（未収金）の推移

(単位：千円)

部局	課所	科目	H14	H15	H16	H17	H18
農林水産部			81,373	75,597	80,502	82,901	80,743
	流通経済課						
		農業改良資金貸付金収入	21,406	14,058	14,995	13,244	11,190
	秋田スギ振興課						
		林業改善資金貸付金収入・違約金	59,967	61,539	65,507	69,657	69,553
産業経済労働部			1,613,476	1,724,993	1,856,009	1,998,640	2,577,803
	商工業振興課						
		中小企業設備導入助成資金	1,577,010	1,688,527	1,818,939	1,961,570	2,539,607
	商工業振興課誘致企業室						
		工業団地開発事業	36,466	36,466	37,070	37,070	38,196
建設交通部			9,031	-	2,128	2,122	1,848
	北部流域下水道事務所						
		下水道事業使用料	595	-	36	30	208
	秋田港湾事務所						
		港湾施設使用料	8,437	-	2,092	2,092	1,640
北秋田地域振興局			5,143	6,345	7,212	7,870	8,675
	大館福祉環境部						
		母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	5,143	6,345	7,212	7,870	8,675
山本地域振興局			2,202	2,102	1,971	1,684	1,701
	山本福祉環境部						
		母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	2,202	2,102	1,971	1,684	1,701
秋田地域振興局			6,285	8,900	10,704	13,877	18,173
	秋田福祉環境部						
		母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	6,285	8,900	10,704	13,877	18,173
平鹿地域振興局			11,148	16,371	21,930	28,698	36,297
	平鹿福祉環境部						
		母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	11,148	16,371	21,930	28,698	36,297
		地域振興局 計	24,778	33,719	41,818	52,127	64,846
		合 計	1,728,658	1,834,310	1,980,456	2,135,790	2,725,240

出所：各年度の「特別会計歳入未納繰越決算内訳表」

(注)部局及び課所名は、平成19年3月31日現在における「組織別案内」によっている。

第3章 監査の結果及び意見（総論）

1 平成12年度包括外部監査（「貸付金の管理状況について」）

のその後の状況

平成12年度の包括外部監査のテーマは「貸付金の管理状況について」であった。今回の外部監査の対象とした未収金のうち、貸付契約に基づく債権については、平成12年度の包括外部監査のテーマと重複する。

この平成12年度の包括外部監査の指摘事項と平成13年度に公表された指摘事項に対して講じた措置の状況、さらに今回の包括外部監査での状況及び意見をまとめると、以下のとおりである。

平成12年度指摘事項	平成13年度の措置	現在の状況及び意見
I 県の貸付金について		
1. 残高管理について		
所管課ごとに各月末の貸付残高が一見して把握できるような事務のシステムによる残高管理が必要である。	貸付金ごとに随時一覧表示できる形式の残高管理は、期限内納入や過年度における収入未済額の早期解消を図るためにも有用であり、現行財務会計システムにおける財務会計プログラムや貸付金管理プログラムの改善を検討します。	<p>会計管財課が前回指摘以降に「貸付金等管理システム」を構築したが、統一的に活用されてはいない。このシステムは、未収金の管理を目的としたもので、貸付金の管理のために開発されたものではない。また母子寡婦福祉資金貸付システムなど独自のシステムを導入している部課もあるが、システムそのものに改善の余地がある。さらに、担当レベルで独自に残高管理を行っている部課もある。</p> <p>【監査の意見】 部課による管理レベルの差をなくし、部課を超えて、貸付金ごとに随時一覧表示できる形式の残高管理に向けた更なる努力が必要である。</p>

第3章 監査の結果と意見（総論）

平成12年度指摘事項	平成13年度の措置	現在の状況及び意見
2. 不良債権の管理について		
収入未済額に係わる期限未到来額を含めた債権を、実質的な延滞債権として管理すべきである。	収入未済額に係わる期限未到来額を含めた延滞債権の管理については、個別貸付の目的及び施策事業の内容、効果等を勘案し管理のあり方を検討します。	貸付台帳などによって、未調定額はいつでも把握できているが、未調定分を含めた一元管理はしていない。 【監査の意見】 平成13年度の措置以降も十分な検討はなされていない。収入未済額に係わる期限未到来額を含めた債権を、実質的な延滞債権としたうえで、その管理の方法を再度検討する必要がある。
3. 不良債権の回収可能性による分類		
民間金融機関等を参考としながら、県においても不良債権の分類を行うため、合理的な基準を定めるべきである。	公益上の必要性に基づく行政行為としての貸付金において、現行、法令等による収入未済額の管理のほか、不良債権の分類管理のあり方を今後検討します。	会計管財課が平成14年度に所属毎の債権管理マニュアルを整備するよう関係部課に文書で通知した。また、同課ではガイドラインを策定し関係部課に配付した。しかしながら、マニュアルの運用面では、部課によって対応状況に差があり、実施されていない部課もある。 【監査の意見】 マニュアル、債権分類の整備だけではなく、それに沿った運用も十分に行うべきである。また、県全体としてマニュアルに沿って運用されているかチェックする体制を整えるべきである。
4. 破綻債権について		
破綻債権の中には、回収不能債権に移行せざるをえないものを包含しているので、その管理に特に注意を払うこと。	破綻債権のみならず、債権管理においては、法令等に規定している手続きを踏まえ、債務者の状況等を見極めながら、対処します。	上記3. で記載したとおり、債権分類の実施状況は部課によって差があり、破綻債権を網羅的に把握していない部課もある。このような場合、破綻債権に対して適切な対処ができない可能性がある。 【監査の意見】 破綻債権を把握したうえで、徴収停止や不納欠損処分など適切な対応が今後も望まれる。

第3章 監査の結果と意見（総論）

平成12年度指摘事項	平成13年度の措置	現在の状況及び意見
5. 回収不能債権について		
個々の回収不能債権について内容を再度調査し、不納欠損処分の可否を検討すること。	債権管理上、実質回収不能となっている債権については、貸付の目的、債務者の状況等、内容を充分精査し、財務規則第389条に基づく不納欠損処分の可否を適正に判定した上で処理します。	上記3. で記載したとおり、債権分類の実施状況は部課によって差があるため、回収不能債権を網羅的に把握していない部課もある。このような場合、回収不能債権に対して適切な対処ができない可能性がある。 【監査の意見】 回収不能債権を把握したうえで、徴収停止や不納欠損処分など適切な対応が今後も望まれる。
6. 単年度債権について		
貸付先の経営状態を常に注視すると同時に資金の利用状況を厳しくチェックし、単年度貸付が実質的長期貸付にならないよう留意すること。	単年度貸付金の効果等については、毎年度資金の回収時に貸付先から提出される実績報告書により確認をしておりますが、今後とも安易に長期化することのないよう精査します。	単年度貸付金については、平成18年度末の未収金残高はゼロとなっており、今回の監査の対象外となっている。
II 母子及び寡婦福祉資金		
1. 債権管理簿の記載について		
母子相談員が借主を訪問した際の状況等を訪問記録に記載されていることを理由に、債権管理簿の記載内容が一部記載されていないか、不十分なケースが見られたので、債権管理簿への記載を適切に行うこと。	今後は、母子相談員と債権管理簿を管理している総務担当者との連携を密にして、借主の生活状況や借主に対する償還指導状況等を債権管理簿に記載することとします。	債権管理簿は主に総務担当者が管理している。実際の自立支援、償還指導は、母子自立支援員や貸付・償還指導員により行われているため、両者の連携により債権管理簿の記録が行われている。 【監査の意見】 各福祉事務所によって整備・運用のルールが異なっている。今後、債権管理簿について効率的な整備・運用体制の統一が望まれる。 (第4章【特別会計】6 参照)

第3章 監査の結果と意見（総論）

平成12年度指摘事項	平成13年度の措置	現在の状況及び意見
2. 違約金の計算について		
借主が支払期日に償還金を支払わないときは、違約金を徴収しなければならないが、徴収のみならず違約金の計算も行っていないので、違約金の徴収に関する基準を遵守すること。	平成13年度からは、借主に違約金がかかることを説明した上で、違約金の計算も基準どおり行うこととし、違約金の徴収及び支払免除については、個別に対応します。また、既に発生している違約金に関しても、同様の扱いとします。	母子及び寡婦福祉法施行令第17条の規定に基づき違約金の計算を行い徴収することになっているが、運用面は福祉事務所により異なっている。 【監査の意見】 健康福祉部子育て支援課が作成した「秋田県母子寡婦福祉資金 貸付の手引き」（平成19年6月）に従い、県としての統一的な運用が望まれる。（第4章【特別会計】6 参照）
Ⅲ 林業改善資金		
1. 貸付金残高の把握について		
償還簿において、個人別の債権残高は把握されているが、貸付金全体の残高については適時把握できる体制にない。林業改善資金の貸付金の残高についても日常管理において意を用いることが必要である。	残高が月別に出力できるようコンピュータ管理システムを整備しました。なお、総合農林事務所でも、個々の償還簿をデータ化して、残高を把握するよう改善します。	計算ソフトを用いて、毎月末の貸付金残高を把握できるようになっている。 【監査の意見】 監査した範囲において、貸付金管理台帳によって貸付金残高が把握されており、改善がなされていた。
1. 延滞貸付金の把握について		
延滞債権が生じた場合には、県は債務者から債務確認書(念書)を徴して時効の中断を行うが、債務確認書に以下の問題点を有するものがある。 ①債務確認書に債務者の印鑑が押印されていない。 ②債務確認書に連帯保証人の確認がされていない。	①早急に債務確認書へ押印することとします。 ②早急に連帯保証人の押印をします。	債務確認書は押印したものを入手しており、押印のないものは状況を再度確認したうえで押印のされている文書の再提出を促している。 【監査の意見】 監査した範囲において、押印されていないものは発見されず、改善がなされていた。

第3章 監査の結果と意見（総論）

平成 12 年度指摘事項	平成 13 年度の措置	現在の状況及び意見
3. 調定額の検証について		
<p>平成 9 年度に発生した延滞債権について、調定額として処理すべき貸付先 1 件が調定もれとなり、本来収入未済額として処理すべきものが適切な処理がされていないものがある。</p>	<p>平成 9 年度分については、平成 10 年度に調定しております。 なお、今後は調定すべき年度に適切に調定します。</p>	<p>調定すべき年度に適切に調定している。 【監査の意見】 監査した範囲において、改善がなされていた。</p>
4. 債権管理簿の記載状況について		
<p>財務規則第 378 条は、納期限が過ぎても完納しないものがあるときは、遅滞なく債務者の資産又は業務の状況に関する事項を調査確認のうえ、債権管理簿に記載整理しなければならないとされているが、所定の記載欄が空欄のものが多く十分な記載整理がされていない。延滞債権が生じたときは改めて債務者の資産又は経営概況を調査し債権管理簿に記載整理することを要する。</p>	<p>延滞債権が発生した際は、速やかに債務者の資産又は経営概況等を調査し、所定の記載欄に記載することとします。</p>	<p>延滞債権発生の際は、速やかに債務者の状況を確認のうえ、債権管理簿に記載することとしている。 【監査の意見】 貸付金管理台帳によって管理を行っているが、未収金の回収マニュアル・ルール等は整備されておらず、過去における回収事務の履歴も文書として完全には残されていない。このため十分な引継ぎがされておらず、業務が非効率となっている。回収マニュアルを作成・更新した上で担当者の交代に当たっても後任に引き継ぐことができるように債権管理簿の記載は十分に行うことが望まれる。 (第 4 章 【特別会計】 2 参照)</p>

第3章 監査の結果と意見（総論）

平成12年度指摘事項	平成13年度の措置	現在の状況及び意見
5. 保証人について		
<p>①連帯保証人が、他の林業改善資金の債務者である者がある。また、債務者と連帯保証人が相互保障の関係の者があるが、貸付要綱第7-7において、連帯保証人については、相互保障は原則として認められないものとするとしている。</p> <p>さらに、延滞債権に係る債務者の連帯保証人が、延滞債権の発生年度と同一年度に自らが債務者となる貸付契約がある。</p>	<p>連帯保証人の適否について、総合農林事務所の運営協議会で十分な検証作業を行います。</p> <p>なお、現在は、市町村・森林組合・総合農林事務所の3者で運営協議会を開き相互保障のチェックをしております。</p>	<p>連帯保証人については、各地域振興局の運営協議会において十分に検証されており、相互保障等に該当する事例はない。</p> <p>【監査の意見】 規定を変更して相互保障ができないように整備されており、新たな貸付においては、相互保証はなく、改善がなされていた。</p>
<p>②保証人への督促の期間について、民法の時効が完成し、かつ、援用されたため保証人から回収が不可能となった例がある。これは、原債務者から連帯保証人への督促について猶予の依頼があった場合に県がその依頼に応じている場合があり、連帯保証人への督促について原債務者から連帯保証人への督促の猶予の依頼があった場合の対応措置について定める必要がある。</p>	<p>原債務者からの債務確認書の提出を条件に依頼に応じます。</p> <p>なお、少なくとも、依頼の措置の条件の内規を作成します。</p>	<p>借受人及び保証人全員に督促することを原則とし、保証人に対する督促の猶予の依頼があった場合、延滞金の収納状況及び時効完成年月日を確認することとしている。</p> <p>【監査の意見】 平成18年度に本人と保証人に対し一律に催告状を送付したところ、保証人が、滞留の事実を知らない、または保証人になった事実を覚えていないと主張するケースが発生した。このようなことが無いよう、今後、未収金の回収に当たっては、納入義務者のみならず保証人も対象とするよう、ルール化をする必要がある。</p> <p>（第4章【特別会計】2 参照）</p>